⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和８年12月14日（月曜日）から令和９年１月４日（月曜日）までに提出すること。
イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、臨床検査技師国家試験運営本部事務所とする。
ウ　ただし、下記に掲げる臨床検査技師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。
北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ
エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月４日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、11,300円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年２月３日（水曜日）までに受験票が到着しない場合は、臨床検査技師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月23日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。
７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月27日（金曜日）までに臨床検査技師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
８　手続及び問い合わせ先
⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。
臨床検査技師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903
⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する臨床検査技師国家試験運営臨時事務所とする。

臨床検査技師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

理学療法士国家試験の施行

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第10条の規定により、第62回理学療法士国家試験を次のとおり施行する。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日
⑴　筆記試験　令和９年２月21日（日曜日）
⑵　口述試験及び実技試験　令和９年２月22日（月曜日）
２　試験地
⑴　筆記試験　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県及び沖縄県
⑵　口述試験及び実技試験　東京都
３　試験科目及び試験方法
⑴　筆記試験　一般問題及び実地問題に区分して次の科目について行う。ただし、重度視力障害者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.03以下若しくは視力の良い方の眼の矯正視力が0.04かつ他方の眼の矯正視力が手動弁以下又は周辺視野角度（Ⅰ／４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による。以下同じ。）が28度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者をいう。）に対しては、実地問題については行わない。また、重度視力障害者に対しては、点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験を認める。弱視者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.15以下又は周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者をいう。）に対しては、弱視用試験による受験を認める。
ア　一般問題　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
イ　実地問題　運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
⑵　口述試験及び実技試験　重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
４　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第11条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第６項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、３年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
⑶　法施行の際（昭和40年８月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、理学療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業した者